

新型コロナウイルスへの対応について

新型コロナウイルスの国内感染の拡大をうけ、新型コロナウイルス対策として当面、下記の対応を厳守ください。
新型コロナウイルスの感染拡大は事業活動への影響が甚大となります。各自そのことを十分理解して行動するようお願いいたします。

記

1. 感染拡大が著しい地域への渡航（トランジット含む）の自粛・延期

- やむを得ず渡航する際は、上長および管理部へ事前報告し許可を受けること。
- 日本政府の指定する国・地域から入国者（トランジット含む）は 14 日間ホテルまたは自宅に待機とし、当該期間について会社および取引先企業への出勤を禁止する。
- 感染拡大が著しい国・地域からの入国者（トランジット含む）及び感染者と接触があった場合、14 日間の自宅待機とする。
- 感染した可能性がある場合は、上長へ速やかに報告するとともに、医療機関ではなく各都道府県により設置される「帰国者・接触者センター」等へ電話で問い合わせし、必ず指定された医療機関に行くこととする。

参考：東京都各保健所の相談センター（豊島区池袋保健所 03-3987-4179）

神奈川県 045-285-0536

千葉県 04-7167-6777

大阪府 大阪市保健所 06-6647-0641

兵庫県 078-362-9980

香川県 高松市保健所 087-839-2870

2. 感染拡大が著しい国・地域からの入国者（トランジット含む）との面談の制限

- 感染拡大が著しい国・地域からの入国者の取引先企業への訪問、営業所入所、接待等は禁止とする。
- 感染拡大が著しい国・地域からの来訪者とは所内で面談を禁止とする。

3. 感染拡大予防の徹底

- 集団感染が確認されたケースでは下記の 3 つの条件が同時に重なっていることが分かっています。

- ① 換気の悪い密閉空間であった。
- ② 多くの人が密集していた。
- ③ 近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声が行われた。

以上。こうした場ではより多くの人が感染していたと考えられます。そのため、これらの 3 つの条件ができるだけ同時に揃う場所や場面を予測し、避ける行動をとってください。

- 外出後は必ず“うがい”、手洗いを行なうことを徹底する。
(手洗いは石鹸で最低 15 秒以上行い、清潔なタオル等で水を十分に拭き取る。)
- インフルエンザ/コロナウイルス等の判定が出るまでの間、その者と接触のあった者は全て終日マスクを着用する。
- 感染の疑いがある者が出た場合、事業所内で人が手を触れる可能性のある部位の消毒を行う。

以上